

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	河川法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課 河川環境課	電話番号： 03-5253-8441 03-5253-8449 e-mail: ideno-y2h7@mlit.go.jp shiina-n8311@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年11月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現在、発電のためにする水利使用は、従属発電※1で従属元の水利使用を都道府県知事が許可しているものを除き、全て特定水利使用※2とされ、指定区間内の一級河川においても全て国土交通大臣の許可が必要となり、また、許可に当たって関係行政機関との協議等が必要となっている。</p> <p>※1従属発電：法第23条の流水占用許可を受けた水利使用(例：河川から取水した農業用水等)(従属元の水利使用)を利用して、当該水利使用の範囲内で発電するもの。従属元の水利使用を都道府県知事が許可している従属発電については、既に特定水利使用から除外されており、指定区間内の一級河川について都道府県知事等の許可で足りることとなっている。</p> <p>※2特定水利使用：流水の占用による水利使用のうち、広域にわたる水資源開発とその合理的利用についての利害関係を国家的見地から調整する必要があるもの。具体的には以下のとおり。(河川法施行令第2条第1項第3号)</p> <p>イ 発電のためにするもの。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。</p> <p>(1) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万未満の水道のためにするもの</p> <p>(2) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの</p> <p>(3) 取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの</p> <p>(4) 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの</p> <p>ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万以上の水道のためにするもの</p> <p>ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの</p> <p>ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令の名称・関連条項】 河川法第9条第2項、第23条、河川法施行令第2条第1項第3号イ</p> <p>【内容】 河川法施行令第2条第1項第3号に規定されている特定水利使用から、小水力発電に係る水利使用を除外する。</p>
想定される代替案	指定区間内の一級河川における小水力発電に係る水利使用については、都道府県知事等への届出で足りるものとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
	(遵守費用)	特になし。
	(行政費用)	都道府県等における審査経費が増加する。(ただし、国における審査経費が減少するため、全体としては、変化が生じないものと考えられる。)
	(その他の社会的費用)	特になし。
		小水力発電のためにする水利使用であっても、水利使用許可に係らしめなければ、河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	小水力発電の申請の許可手続が簡略化され、申請者の負担が軽減される。	審査の期間がなくなるため、許可申請に比べて手続が簡略化され、申請者の負担が更に軽減される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案については、費用の増加はなく、小水力発電に係る水利使用の申請者は、許可手続が簡略化されることにより、許可までの期間が従来よりも短縮し、負担が軽減されるので、小水力発電の導入が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。</p> <p>一方、代替案については、手続は許可申請に比べて簡略化されるものの、水利使用について河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。</p> <p>従って、本案の方が代替案より優れていると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>「エネルギー分野における規制・制度改革に係る対処方針」(平成24年4月3日閣議決定)</p> <p>18「小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化」</p> <p>・一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得る。(平成24年度検討・結論、結論を得次第措置)</p>	
レビューを行う時期又は条件	平成29年度末にRIA事後検証シートによる事後検証	
備考	許可申請の負担が軽減されることにより、小水力発電の導入が進み、環境負荷の低い新エネルギー等の利用が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。	